

太宰府市

人権尊重のまちづくり推進基本指針

令和4年12月 改訂

太宰府市

はじめに

本市では、平成6（1994）年「人権都市宣言」、翌年の「太宰府市人権都市宣言に関する条例」、さらには、平成23（2011）年からの「第五次太宰府市総合計画」の中で、「豊かな心を育みふれあいを大切にするまちづくり」を目標に、「人権を尊重するまちづくり」を重要施策の一つに位置づけ、同和問題をはじめとする様々な人権問題解決の取り組みを行ってまいりました。

また、令和2（2020）年度からの「太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略（通称 まちづくりビジョン）」では、基本目標の2つ目「太宰府型全世代居場所と出番構想（移住定住戦略）」の中で「人権尊重のまちづくりの推進」を具体的な施策として掲げ、令和4（2022）年度施政方針では私の二期目公約に従い「多様性の確保」を組み込み、各施策に取り組んでおります。

そして、この「太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針」は、「人権教育・人権啓発推進法」を受け、すべての人々の人権が守られる地域社会の実現を目指して、総合行政としての人権施策の確立に向けた取り組みを推進するために、人権施策推進の方針とそれに基づく基本的な方向を明らかにするものとして平成22（2010）年に策定され、今回の改定に至っております。

しかし、高齢化、国際化、情報化等の進展などを背景に様々な人権問題がさらに顕在化し、平成28（2016）年には「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」のいわゆる人権三法が制定され、本市においても令和2（2020）年に「太宰府市部落差別の解消の推進に関する条例」を制定するなど、個別の人権問題の解決に向けた取り組みを強化しました。

その後も、コロナ禍の拡大に伴い、感染者や濃厚接触者、医療従事者、外国人等への誹謗中傷や、身体的、医学的などの理由により、マスクをつけることができない人、ワクチン接種ができない人に対する差別も発生する等、時代とともにさらなる新たな問題も発生しています。今後も本指針をもとに市民の皆様のご理解とご協力を得ながら、より一層の努力を重ねてまいります。

結びに、本指針の策定や見直しにあたり、太宰府市人権尊重のまちづくり推進審議会委員や人権問題に関係する団体などの皆様から大変貴重なご提言をいただき、心から感謝申し上げますとともに、家庭、学校、地域社会、職場等の中で、一人ひとりが人権を自らの問題として考え、すべての人が他の人々から尊重される地域社会づくりが実現されることを切に願い、挨拶と致します。

令和4（2022）年12月

太宰府市長

楠田大蔵



太宰府市人権尊重のまちづくり推進基本指針 目次

第1章◆「基本指針」の策定にあたって

1. 策定の背景
 - (1) 国内外の動向…………… 1
 - (2) これまでの本市の取り組み…………… 2
2. 基本指針策定の趣旨
 - (1) 新たな人権施策の必要性…………… 3
 - (2) 総合行政としての「基本指針の位置づけ」…………… 4

第2章◆人権施策の基本理念

1. 人権とは…………… 5
2. 人権尊重のまちづくりの基本理念
 - (1) 「人間の尊厳」…………… 5
 - (2) 「自己実現」…………… 6
 - (3) 「共生」…………… 6
 - (4) 「市民参画と協働」…………… 6
 - (5) 「交流」…………… 6

第3章◆「総合行政としての人権行政」を目指して

1. 人権行政の確立に向けての基本的視点
 - (1) 人権尊重の視点に立った行政施策の推進…………… 7
 - (2) 行政総体で取り組む人権行政の構築…………… 7
 - (3) 市民との協働による人権施策の推進…………… 7
2. 今後の人権行政を確立するための具体的取り組み
 - (1) 総合行政としての推進体制の構築と人権施策の推進…………… 8
 - (2) 人権尊重の地域コミュニティづくり…………… 9
 - (3) 人権意識の向上をめざす職員の育成…………… 10

第4章◆「人権教育・人権啓発」の推進を目指して

1. これからの人権教育・啓発の基本的視点
 - (1) 自分自身の課題としての人権教育・啓発の推進…………… 1 2
 - (2) 発達段階に応じた生涯にわたる多様な人権教育・啓発の推進…………… 1 2
 - (3) 市民の理解と共感を得る人権教育・啓発の推進…………… 1 2
2. 今後の人権教育・啓発の具体的な取り組み
 - (1) 就学前教育における人権教育・啓発…………… 1 3
 - (2) 学校教育における人権教育・啓発…………… 1 4
 - (3) 社会教育における人権教育・啓発…………… 1 5
 - (4) 企業・事業所における人権教育・啓発…………… 1 6
 - (5) 市民への人権教育・啓発…………… 1 7

第5章◆「個別の人権問題」の基本的方向

- 同和問題…………… 1 9
- 女性の人権問題…………… 2 2
- 子どもの人権問題…………… 2 5
- 高齢者の人権問題…………… 2 7
- 障がいのある人の人権問題…………… 3 0
- 外国人の人権問題…………… 3 2
- HIV感染者などに関する人権問題…………… 3 4
- 性的少数者の人権問題…………… 3 5
- インターネットによる人権侵害問題…………… 3 5
- 職場における人権問題…………… 3 6
- 感染症に関する人権問題…………… 3 7
- 様々な人権問題…………… 3 8

第6章◆「人権尊重のまちづくり」を目指して

- 「人権尊重のまちづくり」への取り組み…………… 4 0

資料編

- 用語解説 4 2
- 令和4年度法務省の人権啓発活動年間強調事項 4 4
- 条約・法令等の名称 4 6
- 推進体制別表 4 7

第1章「基本指針」の策定にあたって

1. 策定の背景

(1) 国内外の動向

国連は、昭和23年(1948年)に「世界人権宣言」を採択し、「すべての人類社会の構成員固有の尊厳と、平等で譲ることのできない権利を承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎である」ことを宣言しました。宣言から70年を経た今日、この宣言の基本的な考え方は、国際社会において幅広く支持され、人々の間に定着しつつあります。

この間、国連は、「国際人権規約」(※A)をはじめ「人種差別撤廃条約」(※B)、「女子差別撤廃条約」(※C)、「児童の権利条約」(※D)、「障害者の権利条約」(※E)など、差別の解消を目的とした人権に関する条約や宣言を決議し、加盟国に批准・承認を求めてきました。

しかし、こうした国連や国際社会の努力にもかかわらず、いまだに地球上には、民族紛争による人種差別や女性差別による人権侵害など、解決しなければならない数多くの人権問題が存在しています。

このような状況を踏まえ、国連は平成6年(1994年)に「人権教育のための国連10年」(1995年～2004年)とする決議を行い、具体的なプログラムとしての「人権教育のための国連10年行動計画」を採択しました。

さらに、国連では世界各地で引き続き人権教育を積極的に推進していくことを目的に、「人権教育のための世界プログラム」を平成17年(2005年)から開始することを採択し、現在はプログラムの第3段階を迎えています。

また、2015年には、国連総会で「SDGs(持続可能な開発目標)」が採択され、「誰一人取り残さない」という理念のもと、17の目標と169のターゲットから成る国際社会が解決すべき課題が示されました。その前文には「すべての人々の人権を実現する」と宣言されており、人権の視点が核になっています。

こうしたことから、今日では「人権尊重」は人類普遍の最重要課題として政策に盛り込むなど、人権保障の確立が国際社会の大きな潮流となっています。

わが国では、昭和21年(1946年)に「基本的人権の尊重」を基本理念の一つとする日本国憲法が制定されて以来、基本的な人権を保障するための様々な取り組みが行われてきました。

近年においては、平成9年(1997年)に「人権擁護施策推進法」が施行されるとともに、国連における「人権教育のための国連10年」の決議を受けて、国は「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」を策定し、あらゆる場を通じて人権教育を推進すること、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する取り組みを強化すること、また各分野別重要課題への対応が明らかにされています。

また、平成12年(2000年)に「人権教育・人権啓発推進法」(※F)を制定し、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国や地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに必要な措置を定めています。さらに、国は同法に基づき、平成14年(2002年)に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しています。

このほかにも、同和問題の分野では、昭和40年(1965年)の「同和対策審議会答申」を受け、昭和44年(1969年)に「同和対策事業特別措置法」を公布しました。このことで同和対策事業が施行され本格的な同和行政が始まり、平成28年(2016年)には、「部落差別解消推進法」(※G)が制定され部落差別解消に向けた国の指針が示されました。男女平等の分野では、「男女共同参画社会基本法」の制定や「配偶者暴力防止法」(※H)の制定・改正、「男女雇用機会均等法」(※I)の改正、「女性活躍推進法」(※J)の制定など、高齢者の分野では、「高年齢者雇用安定法」(※K)の改正や「高齢者虐待防止法」(※L)の制定など、障がいの分野では、「障害者基本法」の改正や「障害者総合支援法」(※M)の制定、「障害者差別解消法」(※N)の制定など、子どもの分野では、「児童買春・児童ポルノ禁止法」(※O)の制定・改正や、「児童虐待防止法」(※P)の制定・改正、「児童福祉法」の改正、「いじめ防止対策推進法」の制定、「子ども・子育て支援法」の制定、「子どもの貧困対策推進法」(※Q)の制定など、その他の分野では「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」の制定をはじめ、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の制定、「犯罪被害者等基本法」の制定、「犯罪被害者保護法」(※R)の制定、「個人情報保護に関する法律」の制定、「性同一性障害者性別特例法」(※S)の制定、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」の制定、「アイヌ文化振興法」(※T)の制定、「ヘイトスピーチ解消法」(※U)の制定など、人権を保障するための様々な法整備を図ってきました。

(2) これまでの本市の取り組み

本市では、平成6年(1994年)に「人権都市宣言」を行い、翌年に「太宰府市人権都市宣言に関する条例」を制定し、同和問題をはじめとする様々な人権問題解

決の取り組みを進めてきました。

また、平成9年(1997年)の「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画の方針を受けて、平成13年(2001年)に「太宰府市人権教育のための国連10年行動計画」を策定し、「今日もなお、深刻にして重大な社会問題である部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などに対する予断や偏見による人権侵害」が存在しているという問題を解決するため、「①市民にとって親しみやすい人権教育をより多くの場で展開していく」「②人権教育の内容を実態に合った方法で充実させていく」「③在日外国人に対する正しい人権意識を高める」という視点をもとに「あらゆる場における人権教育を推進する」「人権に関わりの深い職業に従事する者に対する人権教育の推進」「人権教育を効果的に推進する」という方針をまとめました。この計画を受けて、平成15年(2003年)に「人権教育のための国連10年太宰府市実施計画」を策定し、様々な施策を進めてきました。

さらに、平成23年(2011年)から始まった「第五次太宰府市総合計画」の中で、「人を大切に豊かな心を育むまちづくり」を重要施策の一つに位置づけ、すべての市民の基本的な人権が尊重される社会の実現を目指して、市民の日常生活に密着したあらゆる場において人権教育及び人権啓発を推進し、人権意識を高めるべく各施策に取り組んできました。

総合計画は令和2年度にて満了となり、新たに令和2年度から令和6年度までを期間として「太宰府市まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されました。

総合戦略の基本目標2「太宰府型全世代居場所と出番構想(移住定住戦略)」において、「一人ひとりが心豊かで生きがいを実感することができる、人権尊重のまちづくりを推進します。」と位置付けて、取り組みを進めていくこととなりました。

2. 基本指針策定の趣旨

(1) 新たな人権施策の必要性

これまで本市においては、様々な人権課題解決のため人権施策を実施してきました。しかしながら、昨今の社会状況の変化を背景として、本市においても高齢者虐待、児童虐待、いじめ、ドメスティック・バイオレンス(※1)など深刻な人権侵害が生起しており、また、インターネットによる差別的書き込みや差別落書きなど部落差別事象も依然として後を絶たない厳しい現実があります。また、昨今、クローズアップされてきた「子どもの貧困」をはじめとして、貧困は人権問題を抱える同和地区住民や

女性、高齢者、障がい者にも共通する課題と言えます。また、国籍、年齢、性のありかた、障がいの有無、学歴などに関わらず、誰もがそれぞれの個性と能力を発揮でき、多様性(ダイバーシティ)を認め合いながら、活力ある社会の実現を目指す必要があります。

家族の機能が衰退し、地域社会の崩壊が進みつつある現代社会において、これらの問題を解決するため、個々の対処・方策が必要であることは言うまでもありませんが、総合的な視点からの取り組みが展開されない限り、根本的な解決を図ることは困難です。こうした状況から、行政責務として市民的権利や市民的自由の侵害などの問題解決を図っていくために、新たな「人権尊重のまちづくり」の人権施策の取り組みが必要です。

(2) 総合行政としての「基本指針の位置づけ」

「太宰府市人権尊重のまちづくり基本指針」(以下「基本指針」という)は、「人権尊重のまちづくり」の推進にあたっての、人権行政の基本理念を明らかにしたうえで、人権尊重を基礎とした施策の企画・運営システムなどを確立し、将来を見通した総合的な行政を進めていくべく、基本的な考えと方向性を示すものであります。

また、行政及び市民の役割を明らかにするとともに、人権に関する行政の総合的な推進を図り、時代に即した実効性のある人権行政を積極的に推進していくため「基本指針」を策定するものです。

第2章 人権施策の基本理念

「人権尊重のまちづくり」に向けて

1. 人権とは

人権とは、人々が生存と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利です。すべての人は等しく人権を有しており、一人ひとりがかげがえのない存在であるということ認識するとともに、お互いの個性や価値観、生き方などの違いを認め合い、多様性を尊重することが必要です。

このため、一人ひとりが自分の権利のみならず他人の権利についても深く理解することにより、権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重し合い、その共存を図っていくことが重要です。

2. 人権尊重のまちづくりの基本理念

人権行政とは、市政において日常の業務はもちろんのこと、すべての施策の企画から実施にいたる全過程を通じて、すなわち行政運営そのものを人権尊重の視点から推進していくことです。

本市が目指す人権行政を推進するにあたっては、「だれもが個人として等しく尊重され、共生・共存していく差別のない社会を実現し、自らの人生を自分で切り開き、自己の能力を発揮でき、生きがいのある人生を創造できる社会」を実現していかなばなりません。

以上のことを踏まえ「人権尊重のまちづくり」を進めていくために次のことを基本理念とします。

(1) 「人間の尊厳」

人権は人間の尊厳に基づく人間固有の権利であり、日本国憲法に定められている侵すことのできない永久の権利です。市民一人ひとりがかげがえのない存在であると同時に、自らの存在に誇りを持つ人間の尊厳という価値観を機軸に据えた施策の展開を図っていきます。

(2) 「自己実現」

人権尊重のまちづくりは、人々が自分の人生を自ら決定し、心豊かに、人間らしく生きていくことができる自己実現を目指すものです。そのためには、市民一人ひとりが人権を自らの問題としてとらえ、判断し、行動することが大切です。

(3) 「共生」

市民一人ひとりが人間としての自己を大切にすると同時に、他者との違いを認めあって生きることが人権尊重の基本です。生活文化や立場の異なる市民相互の理解を深め、誰ひとりとしてその社会にいないものとし、豊かな人間関係を築くことは地域社会の基盤となるものです。

(4) 「市民参画と協働」

人権尊重は、地域社会のすべての人々が人間らしく、心豊かに暮らせるまちづくりの基礎です。そして、まちづくりの主役はあくまでも市民です。その基本認識に立って、市民相互の連携はもとより、行政と市民がお互いの責任を明確に自覚し、役割を分担して手を携えていく協働のまちづくりを目指します。

また、市民が自主的に人権尊重のまちづくりに参画していくことが、地域づくりの視点からも、より求められています。

(5) 「交流」

人権問題を正しく認識して課題を解決するためには、市民の間で、様々な人権課題の当事者との交流が大切です。多様な学習の機会や市民相互の交流の場などの充実を目指す必要があります。

また、本市の特性の一つは、「史跡、観光のまち」であることから、訪れる外来者との出会いのなかで、もてなしの心を育んでいくとともに、人と人とのふれあいを通してお互いが支えあう関係づくりを目指します。

第3章 「総合行政としての人権行政」を目指して

1. 人権行政の確立に向けての基本的視点

(1) 人権尊重の視点に立った行政施策の推進

人権行政は、基本的人権の擁護を中心に生活環境の改善、社会福祉の充実、就労の安定、教育文化の向上、住民参加の促進などを内容とした市民生活に根ざした総合行政です。このため、個人の尊厳の確立を土台とした市民的権利と市民的自由の保障・確立を前提としてこそ、行政と市民とが共にめざすべき、まちづくりの方向や課題が明らかになります。

本市がめざす「人権尊重のまちづくり」とは、すべての人の基本的人権が尊重され、一人ひとりの能力、可能性が発揮できるような共に生きる、共に支え合う社会づくりです。本市では、お互いの市民的権利と市民的自由を保障し、差別されず、差別せず、自由・平等な関係に支えられた地域社会やまちづくりを進めていくため、市民のニーズを的確に把握しながら、人権の視点がすべての施策に貫かれる行政運営を推進していきます。

(2) 行政総体で取り組む人権行政の構築

本市は、「人権尊重のまちづくり」を実現するため、行政の責務を明確にし、これまでも増して主体性を持って、地域の実態や課題を把握し、行政全体が一体的な意思のもとに総合的に人権施策に取り組めます。

総合的に人権行政を進めるにあたっては、縦割りの弊害をなくし強力な推進体制を再構築する必要があり、横断的な視点に立って、人権課題の解決に向け方策を検討するとともに、全庁的に連携して迅速・適切な対応を図っていきます。

(3) 市民との協働による人権施策の推進

総合行政としての人権行政の確立をしていくうえで最も大切なことは、市民が主役であるとの認識に立って、行政と市民がその責任と役割の分担を明確にし、対等のパートナーシップを確立していくことが重要です。

人権尊重のまちづくりは、市民の積極的な参加・参画なくしては実現できません。そのため、市は市民参画の場づくりと支援を図っていきます。

2. 今後の人権行政を確立するための具体的取り組み

(1) 総合行政としての推進体制の構築と人権施策の推進

本市が行う施策は、福祉をはじめ、教育、医療、都市計画、住宅や道路整備など多岐にわたっています。これらの施策は市民の基本的な人権の享有や豊かな社会生活を送るために欠くことができないものであり、これらすべての施策が人権に関わる施策であるといえます。このため、本市はすべての施策において人権尊重を基調とし、「人権尊重のまちづくり」を推進するため行政総体で取り組みます。

人権行政を推進するにあたり、市の各部署の仕事が何らかの市民的権利や市民的自由の確立・保障を目的として成り立っているという基本認識を前提として、あらゆる分野の連携による、総合的で実効性のある施策を実施するために、新たな市内組織の設置や、既存の審議会あるいは委員会などの会議の見直しなど、更なる活性化を図っていきます。

そして、各人権課題はそれぞれが総合的に行政を進めていく必要があり、個別課題の企画・調整を総合的に担う事務局の整備と充実に向けて取り組んでいきます。

今後は、これらの組織が担う役割を明確にし、すべての部署においてさらなる相互の連携を図り、各部署が実施する事業に関係する人権課題を共有することで、あらゆる人権課題の解決に向けた取り組みを横断的、積極的、計画的に推進していきます。（※推進体制別表）

【施策の方向性】

◆ 「人権尊重のまちづくり推進本部」による横断的な機能の強化・充実

市長を本部長とする「人権尊重のまちづくり推進本部」が設置をされており、さらに総合行政の充実を図り、横断的な人権施策の推進を図っていきます。

◆ 個別計画の見直し

各部署が事業計画の策定やその見直しを行う場合は、本指針の基本理念を尊重し、すべての施策が人権に関わるということを認識し、取り組みを進めていきます。

◆ 透明性・公平性・公正性の確保

市民から幅広く意見を聴取すること、市民に対して積極的な情報提供・情報公開に努めること、法令を遵守すること、そして施策が適切かどうかを検証することは市政の運営にあたって極めて重要なことから、人権行政では透明性・公平性・公正性を確保していきます。

◆ 市民・関係機関・団体とのネットワークの構築

「人権尊重のまちづくり」を推進するため、国・県などの行政機関はもとより市民、企業・事業所、学校、市民活動団体など人権活動に取り組む関係諸団体との連携を図り、それぞれが担う役割を明確にし、協働して実効ある人権教育・啓発の積極的な取り組みを進めていきます。

◆ 人権相談機能の充実

人権侵害は未然の防止が最重要であり、行政としてはこれに全力を尽くします。また、複雑・多様化する人権侵害に対しては、迅速かつ柔軟に対応し、救済につなげていく相談窓口の機能充実・強化を図ります。

今後は、法務局や人権擁護委員など関係機関との連携を深めていくとともに、人権侵害救済に関する法律の早期制定に向けて働きかけを行っていきます。

(2) 人権尊重の地域コミュニティづくり（市民の力でひとづくり、まちづくり）

今後予想される、多種多様化する人権課題に関しては、行政が様々なきっかけを提供し、市民自らの力でひとづくり、まちづくりを進めていくことがより効果的です。

このことから、人権行政を推進するにあたって、市民の参加・参画、市民との協働は不可欠であり、「人権尊重のまちづくり」のために市民・当事者が政策形成の段階から参加・参画し提言できるような機会や場の提供に努めていきます。

本市では平成15年(2003年)から地域コミュニティ形成のために「市民が主役の協働のまちづくり」を推進しています。現在、行政区自治会と行政との新たな地域コミュニティの推進体制づくりとして、小学校校区を1つのエリアとして協力、連携を深めていくよう取り組んでいます。

この「校区自治(コミュニティ)協議会」の中で「自分たちの住んでいる地域は自分たちでつくる」考えのもと、防犯、防災、通学路の安全確保、高齢者の見守りなど地域が一体となった様々な自治会活動が今後さらに取り組みされていきます。

そこで、人権課題についても地域コミュニティ活動の一つに位置づけ、「高齢者や障がい者などの社会的弱者や女性問題」、あるいは「いじめ・体罰など子どもへの差別」、また「情報通信技術の進展による人権・プライバシーの侵害」など、様々な人権問題が身近な課題として語られ、一人ひとりが自分自身のこととして考え、人権尊重の大切さを理解し、自らの行動が人権を守る社会をつくるという広がりがさらに深まっていくことが大切です。

具体的には、校区自治協議会ごとに自主的・組織的に身近な人権課題を学習す

る環境づくりを働きかけていくとともに、将来的には「人権尊重・安心のまちづくり委員会(仮称)」のような、地域の方々の参加・参画による組織的・継続的な人権教育・啓発を推進していく必要があります。

その際、婦人会、行政区自治会で組織されている子ども会などの団体も「人権尊重・安心のまちづくり委員会(仮称)」の一員として活動に加わるのが大切です。

また、本市では、学校・家庭・地域が一体となって子どもを育てるコミュニティ・スクールの導入を進め、平成27年度に全ての小・中学校に設置されました。

特に、いじめ問題や障がい児差別、児童虐待、子どもの貧困など子どもの人権課題については、学校・家庭・地域が協働して取り組む必要があり、コミュニティ・スクールの活動の一つに位置づけられることが求められます。

このように、地域住民と市が協働して知恵や力をあわせて人権問題に取り組んでいくことが重要です。

【施策の方向性】

◆ 市民参加・参画の促進

校区自治協議会と協働して、人権学習を行いながら、自主的・組織的な学習環境づくりを働きかけ、将来的には「人権尊重・安心のまちづくり委員会(仮称)」のような地域住民の参加・参画による組織的・継続的な人権教育・啓発の推進に取り組めます。

◆ 人権教育・啓発の推進リーダーの育成

「人権尊重のまちづくり」の実現に向けて、人権教育・啓発の推進リーダーの育成並びに研修の実施に取り組めます。

◆ 校区自治協議会への「人権尊重のまちづくり」活動への支援

校区自治協議会への講師派遣、啓発資料、機材の提供を行うとともに、地域の人権行事やイベントなどへの支援を行います。

◆ コミュニティ・スクールでの人権学習への支援

中学校コミュニティ・スクールを中心として、子どもの人権課題に関する学習会開催に向けた支援を行います。

(3) 人権意識の向上をめざす職員の育成

今後の人権行政の成否は、職員一人ひとりの意識と姿勢、行動によるところが大きいと言えます。人権尊重の視点から業務を遂行することを、職員に求められる基

本的な資質と位置づけて、人権行政の担い手としての自覚と責任を持った職員の育成が必要不可欠です。

したがって、多様な研修プログラムの充実により、豊かな人権感覚を身につけ、人権尊重の視点に立って、行政施策を遂行できる意欲に溢れた職員を育成します。

また、職員のそれぞれの業務や職務のニーズにあった適切な研修を計画的に実施するとともに、職員自らも人権意識の向上を図っていきます。

【施策の方向性】

◆ 全職員を対象とした人権問題研修の推進

職員一人ひとりが、豊かな人権感覚を身につけ、人権尊重の視点に立った業務を遂行するために、様々な人権問題に取り組み、幅広い人権意識を醸成するため、効果的な研修を推進していきます。

◆ 職場における効果的な人権研修の取り組み

各職場の業務に関わる人権問題や実態に応じて、きめ細やかな人権問題研修を定期的実施するなど、さらなる研修内容の工夫や見直しを図り、人権行政の担い手としての自覚と責任を持った職員の育成に取り組めます。

◆ 人権問題に関わる外部研修への参加

各種人権問題の外部研修(県主催の研究集会、講演会、研修会など)に積極的に参加し、職員の人権問題に対する正しい理解と人権意識の高揚を図っていきます。

第4章 「人権教育・啓発」の推進を目指して

1. これからの人権教育・啓発の基本的視点

本市では、市民一人ひとりの人権感覚の高揚を図るため、あらゆる分野において、様々な機会を通じて、人権教育・啓発に取り組んできました。

また、近年制定された「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」においても教育と啓発の推進について定められています。

しかし、人間の尊厳や人権尊重の理念についての正しい理解と実践がいまだに定着していないことなどにより、依然として様々な人権問題が生じています。

このことから、太宰府市の目指すべき人権教育・啓発について基本的視点を三つの柱にまとめました。

(1) 自分自身の課題としての人権教育・啓発の推進

人権は、いつでも、どこでも、誰でも、そして平等に保障される権利です。このことから、市民一人ひとりが自分の人権のみならず、他人の人権についても正しい理解を持つとともに、権利の行使に伴う責任を自覚し、人権を相互に尊重し合い、その共存を図っていくことが重要です。

また、様々な人権問題は決して孤立して存在するものではなく、一つの差別はすべての差別につながっており、個々の人権問題をばらばらに認識するのではなく、その根底に横たわる共通の構造に視点を据えた人権教育・啓発を進めていきます。

(2) 発達段階に応じた生涯にわたる多様な人権教育・啓発の推進

すべての市民の「人権尊重のまちづくり」を実現していくためには、市民一人ひとりが人権問題を自らのものとしてとらえ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得し、日常生活のあらゆる場面において、人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚を育成していくことが重要となります。

幼児から高齢者に至る幅広い年齢層を対象に、家庭、学校、地域社会、職場などあらゆる場と機会を通して効果的な人権教育・啓発を進めていきます。

(3) 市民の理解と共感を得る人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発の推進にあたっては、様々な人権課題の当事者などとのふれあ

いや交流を通して、市民に広く理解され共感を得るとともに、市民一人ひとりが自立し、自己実現や幸福追求が図られるよう、その自主性を最大限に尊重する必要があります。

また、人権問題のとらえ方について多様な意見があることに留意しながら、人権教育・啓発を進めていきます。

2. 今後の人権教育・啓発の具体的な取り組み

「人権尊重のまちづくり」に向け、市民一人ひとりが人権を自らの問題としてとらえ、人権の意義や共に生きることの重要性について、理解を深めていくとともに、家庭、学校、地域社会・職場などあらゆる場と機会を通じた総合的な人権教育・啓発活動に取り組んでいきます。

(1) 就学前教育における人権教育・啓発

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる最も大切な時期であり、この時期に基本的人権尊重の芽生えを育むことが重要です。この時期において、子どもが健全で豊かな人間性を育んでいくためには、地域ぐるみで子育てを支援していくことも必要ですが、保護者が家庭において、日々における子育てやしつけ、健全な生活習慣や教育を実践できることも重要です。

しかし、現状は少子化、核家族化、地域コミュニティの希薄化などにより、育児不安や社会的孤立感を抱えている保護者が増加しています。

一方、就学前教育機関である保育所(園)、幼稚園における人権教育の推進にあたっては、人権を大切に作る心を育てる保育・教育の一層の充実を図り、地域の実態に即して乳幼児の生活全般にわたる一貫した保育・教育が行われるよう取り組みを進めていきます。

このように、乳幼児教育は、大きく家庭と保育所、幼稚園から成り立っており、両者が提携して一人ひとりの健全な成長を促すことが大切です。

さらに、保育所、幼稚園における教育・保育の成果は保育士・教職員に負うところが大きく、すべての保育士・教職員が様々な人権問題について正しい理解と共通認識のもと、連携・協力するとともに、人権感覚の醸成を図るための研修に取り組んでいきます。

【施策の方向性】

◆ 子育てに関する情報の提供・相談体制・支援体制の充実

子育てに関する支援施設、機関などを中心に、子育てに関する情報の提供、相談体制の充実を図ります。

◆ 保育所、幼稚園、学校、家庭、地域との連携を図り、人権尊重精神の普及・啓発の推進

子どもたち一人ひとりの発達段階に応じた人権教育を推進するために、各機関の相互の連携を図ります。

◆ 人権問題研修の充実

保育士・幼稚園教職員などが人権問題について正しく理解し、指導する力量を身につけるため、研修会の実施並びに各種研修会への参加促進を図ります。

(2) 学校教育における人権教育・啓発

学校教育においては、一人ひとりの違いを尊重しつつ、自ら学び自ら考える力や豊かな心などの「生きる力」を育む中で、いのちを大切にすることや、自分の大切さとともに他人の大切さを認めることができるようになるなど、人権についての知識・理解を深め、それが主体的に日常の態度や行動に現れるような実践力を育てることが必要です。

具体的には、他の人の立場に立って、その人に必要なことやその人の気持ちがわかるような想像力、共感的に理解する力、コミュニケーション能力、他の人との人間関係を調整する能力などを着実に培うことが大切です。

また、各学校が人権の視点に立った教育活動や学校運営に努めるとともに、研修を通じて教職員の資質向上を図り、人権尊重の理念などについての十分な認識や指導力を持った人材の育成・確保に努めます。

【施策の方向性】

◆ 人権教育の組織的・計画的な推進

「太宰府市同和教育基本方針」にのっとり、人権教育が組織的・計画的に推進できるよう条件整備を行い、その充実・強化に努めます。

また、ワークショップ等の方法を取り入れるなど、児童・生徒が主体的・体験的に学習できる方法をより一層工夫します。

◆ 学力・進路保障実践の充実

指導方法や指導体制の工夫・改善を行い、確かな学力を育み、基礎・基本の定着を図るとともに、一人ひとりの個性や能力を伸ばすことにより、子どもたちが自らの目標を持って進路の選択ができるよう指導の充実を目指します。

◆ 教職員研修の充実

教職員自身の人権感覚が、子どもたちの人権感覚に大きく影響を及ぼすため、教職員が人権尊重の理念について十分な認識を深め、豊かな感性を身につけることができるよう研修の充実と、実践力の向上を目指します。

(3) 社会教育における人権教育・啓発

社会教育においては、各種施策を通して、人権に関する学習の一層の充実を図っていきます。また、この人権の学習では、単に人権問題を知識として学ぶだけではなく、日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚を養っていくことが求められています。

このような認識のもと、地区公民館やコミュニティセンターなど、地域の社会教育施設を中心として、関係機関・団体との連携を図りながら、人権に関する多様な学習機会の提供や、ボランティア活動など多様な施策の充実を図るとともに、人権に関する学習意欲を高めるための指導方法の研究・開発及びその普及に取り組んでいきます。

また、地域社会において人権教育・啓発を推進する指導者の資質向上など指導体制の充実を図っていきます。

最近では、特に、情報社会におけるメディア・リテラシー（情報を主体的に読み解く力）の重要性が挙げられています。各種の市民人権意識調査を見ると、「人権を侵害されたことがある」と答えた人の中で、一番多いのが「あらぬ噂、陰口、悪口、誹謗中傷などの風評による人権侵害」です。こうした口コミもメディア・リテラシーの対象に含まれます。

風評被害を防ぐためには、①科学的認識を持つこと、②偏見や固定観念を抱かないこと、③自分で確かめもせずに風評を鵜呑みにしないこと、④面白がって付和雷同する無責任さに気付くこと、⑤何よりも風評の被害者になる人たちの気持ちを想像していただくことです。これは、これからの人権教育・啓発の中で重要な課題になります。

【施策の方向性】

◆ 社会教育における学習と実践の一体化

市民が主体的に人権学習の成果を向上させていくために、学習機会の提供と学習成果を活用し、学習と実践の一体化を図ります。

◆ 家庭教育に関する保護者の学習機会の充実と支援

家庭教育は人間形成の基礎を育む上で重要な役割を果たすことから、家庭教育に関する保護者の学習機会の充実を図るとともに、学習機会・相談窓口・関係機関などについての情報の提供や家庭教育を支援する取り組みの充実を図ります。

◆ 地域交流活動の促進

市民一人ひとりが気軽に地域の様々な活動に参加し、個性や価値観の異なる人との交流や、相互理解を深め、人権問題への認識を深めていくよう促します。

特に、青少年の育成を目的とした社会教育関係団体などの活動を通して、人権感覚が養われるよう、情報の提供に努めます。

(4) 企業・事業所における人権教育・啓発

企業・事業所も社会を構成する一員とする「企業市民」という考えから、企業の社会貢献が求められています。

地域と企業は密接にかかわっており、社会の発展に寄与するとともに、共存共栄の関係にある企業の社会的責任がますます求められていることから、人権に関しても、企業の果たす役割は大きなものがあると言えます。

このため、企業の経営者と従業員の人権意識の高揚を図っていくため、企業における継続的・計画的な研修が行われるよう、企業内の人権啓発推進者の育成と情報提供など企業と行政とが一体となった取り組みを進めていきます。

【施策の方向性】

◆ 人権問題に関する研修会などへの参加

人権問題に関する啓発内容・方法を創意工夫するとともに、広報活動の充実に努め、企業の経営者や従業員に対し、企業・事業所を対象とした講演会や研修会などへ参加を要請していきます。

◆ 人権啓発推進者の育成・援助

企業の経営者と従業員の人権意識の高揚を図っていくための、継続的・計画的な研修が行えるように支援策の検討、研修時における講師の派遣、情報、教材の提供などの支援や、啓発推進者の人材育成を図っていきます。

◆ 企業・事業所等研修会の支援

筑紫地区企業同和問題推進委員会と連携し、企業の社会的責任と自覚の下に、会員相互が連携して様々な人権問題に対する正しい認識と理解を深め、地域住民の就職の機会均等を図るための企業・事業所等研修会を支援していきます。

◆ 就職支援の取り組み

就職支援の取り組みとして、地区住民の雇用の促進と職業の安定を図るため、筑紫地区同和対策就職促進協議会の就職支援システムへの情報提供、協力企業・事業所の登録拡大を図り、雇用促進の働きかけを行います。

(5) 市民への人権教育・啓発

人権教育・啓発の目的は、市民一人ひとりが人権問題について正しい知識を学び、自らの課題として受け止め、人権を尊重する態度や行動を日常生活で自然に現すことができる人権が確立された地域社会づくりです。

そのため、市民一人ひとりが人権尊重の考え方を正しく理解し行動へつなげていくには、人権教育・啓発の取り組み(活動)に市民の積極的な参画を図るとともに、市民の理解と共感が得られるような人権教育・啓発の手法や内容などに創意工夫をこらし、人権を身近に考えることができる人権教育・啓発を推進していく必要があります。

また、「人権尊重のまちづくり」を進めるために、市民と行政が相互の連携のもと、市民が主体的に人権を尊重する機運を醸成するような啓発活動を進めることも重要です。このため、地域住民の中から人権教育・啓発を推進する人材が輩出されるよう取り組んでいきます。

【施策の方向性】

◆ 人権教育・啓発の充実と推進

人権尊重の考え方を正しく理解し行動へつなげていくために、人権擁護委員と連携を図りながら、市民の理解と共感が得られるような啓発の手法や内容などに

創意工夫をこらし、広報への掲載、啓発冊子の作成、講座・学習会の開催などの啓発活動を進めていきます。

◆ 「人権尊重のまちづくり」活動への支援

「人権尊重のまちづくり」を進めていくために、講師の派遣、啓発資料、教材の提供を行うとともに、イベントなどの啓発事業を支援します。

◆ 調査・研究の充実

人権を身近に考え、自らの課題としてとらえられるよう、啓発のあり方、教材の開発など、市民のニーズや先進的な啓発手法についての調査・研究に努めます。

第5章 「個別の人権問題」の基本的方向

個別の人権問題に対する取り組み

本市では、部落差別をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人など個別の人権問題の解決に向け、具体的な施策の取り組みを進めてきましたが、まだまだ多くの課題が残されています。

太宰府市人権尊重のまちづくり推進審議会では、本市における人権課題について、個別ごとに行政の取り組みの実情について聞き取り調査を行うとともに、関係団体・機関に対して文書による意見聴取が行われ、それぞれの人権問題について整理がなされ、答申書が提出されています。

本市では、答申書を踏まえ個別の人権問題解決への取り組みの基本的方向を以下のとおり定め、総合的な人権行政に取り組んでいきます。

○ 同和問題

【これまでの取り組み】

同和問題は、憲法に保障されている基本的人権の侵害に関する問題です。

国では、昭和40年(1965年)に「同和对策審議会」答申が出され、「同和問題の早急な解決は国の責務であり、同時に国民的課題である。」との基本認識に立ち、国と地方公共団体が行うべき同和对策の基本的方針と具体的方策が提言されました。これを受け、昭和44年(1969年)に「同和对策事業特別措置法」が成立し、その後、数度の法改正・延長を経て、これまで同和問題解決に向けた取り組みが実施されてきました。

また、平成8年(1996年)の「地域改善対策協議会」意見具申では、同和問題の早期解決に向けた今後の施策の方向性として、特別対策から一般対策への移行と差別意識解消のための人権教育・啓発の推進が打ち出されました。それを受けて平成12年(2000年)に「人権教育及び人権啓発に関する法律」が制定され、その中でも、国、地方公共団体及び国民の責務が明記されています。

本市においては、平成13年(2001年)に実施した「同和問題実態調査」の結果と、平成14年(2002年)の「太宰府市同和对策審議会」答申を踏まえ、平成15年(2003年)に「太宰府市人権・同和政策基本方針、基本計画」を策定しました。

この計画に基づき、本市では、これまで人権が尊重される社会を実現するため、

同和問題の解決に向け様々な施策を実施してきました。

その後、平成22年3月に本基本指針と実施計画を策定し、全ての人々の人権が守られる地域社会の実現を目指して、総合行政としての人権施策の確立に向けた取り組みを推進してきました。

また、平成24年(2012年)に改めて実施した「同和問題実態調査」の結果より、前回調査時からの変化や現状と課題を明らかにし、今後の人権施策に結び付ける必要があります。

平成28年(2016年)には、「部落差別解消推進法」が制定されました。この中で「現在もなお部落差別が存在する」ことを踏まえ「全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題である」と明記されています。そのうえで国と地方自治体の責務を明らかにし、「相談体制の充実」「教育及び啓発」「部落差別の実態に係る調査」について定められました。福岡県では、この法律に基づき平成31年(2019年)に「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」を制定しました。

本市においては、令和2年(2020年)12月に「太宰府市部落差別の解消の推進に関する条例」を制定し、部落差別の解消が市の責務であることを明確にしました。

今後はこの法律と条例にのっとり、部落差別のない社会の実現のため、取り組みを進めていく必要があります。

【課題と問題点】

本市では、同和問題の解決を市政の重要施策に位置づけ、ハード・ソフト両面にわたり、課題解決に向けて取り組んできました。その結果、住環境整備などについては一定の成果をあげていますが、就労、福祉、教育、啓発などの分野では未だに多くの課題が残されています。

平成24年実施の同和問題実態調査の結果からみると、「社会における偏見意識」や「結婚」に関しては、前回調査結果(平成13年)と同様に地区外住民の約6割が差別は存在していると回答しており、同和問題に関する差別意識は残っているものと考えられます。

また、地区住民の約3分の1が「人権侵害された」と回答しており、前回よりも約1割減少したとはいえ、現在もなお、差別の実態があると言えます。

そうした中、今回の調査で新しく追加された同和問題の解決策に関する設問に対する結果として、「市民と行政の協働」、「他の人権問題との連携」を約3割の市民が

求めています。

同和地区と同和地区外を比較すると、同和地区では非正規雇用の割合が高く、収入・貯蓄額や年金受給額も相対的に低位であるという結果が出ています。同和地区の生活基盤が脆弱という実態に応じた対策が必要であるということが示されたものと言えます。

また、学歴や大学進学率にも格差があり、経済状況との関係性も一つの要因として考えられ、経済的支援とともに、学力・進路保障へ向けて学習への興味・関心の喚起や、学力向上へのさらなる工夫など、課題の検討と施策の充実が必要です。

さらに、福祉に関しても、「子どもの貧困」や高齢者の介護課題なども踏まえ、家族全体、地域全体を支えていく先駆的取り組みが求められます。

こうした課題解決に向けて、「人権尊重のまちづくり推進基本指針」とその「実施計画」に検証された内容を盛り込んでいくと同時に、時代の変化もにらみながら、地域の実情を踏まえた施策を推進していくことが、これまでの成果を損なわない施策の展開になっていくものと考えられます。

また、平成19年(2007年)に人権センター(南隣保館)で発生した差別落書きをはじめ、現在でも学校での生徒間による差別発言、同和地区の問い合わせ、インターネットを利用した悪質な差別書き込みなど、依然として後を絶たない部落差別事象をいかになくしていくか、啓発などの創意工夫が必要です。さらに、高額図書の押し売りなどにみられるように、同和問題を悪用して利権をあさる「えせ同和行為」も未だに発生している状況であり、その根絶のためにも、「部落差別解消推進法」に基づき、同和問題への科学的認識を深める教育・啓発を積極的に推進していく必要があります。

《基本方針》

同和問題は、歴史的・社会的理由により、就職、教育、結婚などの権利と自由が完全には保障されていないという、基本的人権にかかわる深刻かつ重大な社会問題です。

行政はもとより、市民一人ひとりが同和問題を正しく理解し、行政、市民、民間団体などがそれぞれの課題と責任、役割を自覚し、主体的に、かつ相互に連携して、社会全体で同和問題の解決に取り組むことが必要です。

《具体的な取り組み》

◆ 市民に対する教育・啓発活動の推進

市民一人ひとりが同和問題について正しい理解と認識を深め、差別の解消に主体的に取り組むことができるような教育・啓発活動を推進するため、すべての市民への学習機会の提供と学習内容の充実など、これまでの各種人権啓発事業に創意工夫と見直しを図り、あらゆる機会を通して教育・啓発活動を推進します。

◆ 「人権・同和問題啓発推進会」の充実・強化

市内における各種機関及び団体などで組織する「人権・同和問題啓発推進会」における人権教育・啓発事業の充実・強化を図ります。

◆ 職員研修の取り組み

職員一人ひとりが豊かな人権感覚を身に付け、人権尊重の視点に立った業務を遂行するために、より一層効果的な職員研修に取り組みます。

◆ 人権センターの機能充実・強化

地域に開かれたコミュニティセンターとして、その機能(福祉、相談、啓発、地域交流、学習など)の充実・強化を図るとともに、関係機関や団体と連携しながら、より効果的な事業運営を推進します。

◆ 企業・事業所が行う人権研修への支援

市内の民間企業・事業所が実施する社内研修などの、事業主や従業員の人権意識向上に向けた取り組みに対しては、研修教材や情報の提供をはじめ、研修会講師の紹介、各種人権啓発冊子の提供など支援を行います。

◆ 同和地区住民の生活基盤確立に向けた施策の構築

平成24年に実施した「同和地区住民生活実態調査」の結果から、生活の基盤となる地区住民の就労の状況には収入額の低位性が見られ、そのことが子どもの教育に影響し、また、健康や就労の結果として高齢者の公的年金受給額にも及んでおり、住宅事情や結婚にも影響していることから、就労、教育、福祉・健康などの個々の課題解決に取り組むとともに、生活基盤を整える施策を総合行政で取り組んでいきます。

また、就労の対策については関係機関と連携し取り組みを継続していきます。

○ 女性の人権問題

【これまでの取り組み】

本市では、平成元年(1989年)に、女性政策に関する市長への助言機関として、

「婦人問題懇話会」を設置しました。

平成3年(1991年)には「太宰府市女性行動計画」を策定し、平成12年度までの10年間の基本構想を基に、平成7年度までの前期基本計画及び平成8年度から平成12年度までの後期基本計画を定めました。

平成11年(1999年)に「男女共同参画社会基本法」が施行され、これを契機として本市においても平成15年(2003年)「太宰府市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進してきました。そして、平成16年(2004年)に第2期「太宰府市男女共同参画審議会」を設置し、同審議会に条例制定に向けた諮問を行い、平成18年(2006年)に「太宰府市男女共同参画推進条例」を施行しました。

その後、国・県の第2次男女共同参画計画が策定されたことを踏まえ、本市の「太宰府市男女共同参画プラン」の前期5年間の成果や課題の見直しを行い、平成21年(2009年)に太宰府市男女共同参画プラン後期基本計画を策定後、平成25年(2013年)に第2次太宰府市男女共同参画プランへ改定し、男女共同参画社会実現に向けた取り組みを進めました。第2次プランは令和4年度(2022年)に満了となることから、新たに第3次太宰府市男女共同参画プランの策定を進めていきます。

また、平成28年度より女性センタールミナスの用途変更を行い、男女共同参画の拠点施設となる男女共同参画推進センタールミナスにしました。

【課題と問題点】

男女共同参画社会の実現の基本となるのは、人間の尊厳と信頼を学び育むことによって培われることであり、人間の尊厳という人権意識を就学前教育、学校教育、社会教育まで、全体を通して継続して実践していくことです。

なかでも、暴力は人権を侵害する行為であり、「ドメスティック・バイオレンス(DV)」(※1)「セクシュアル・ハラスメント(※2)」「ストーカー行為(※3)」「デートDV(※4)」など、多くは女性が被害を受けている実態があります。被害を受けた女性に対しては、相談機能の充実とともに緊急保護や自立に向けた支援が必要となっています。このため職場や地域における理解や支援を促進するとともに、市行政における総合的な取り組みの強化と県、警察署、裁判所などの公的機関や民間団体との連携を図っていくためのネットワーク化が緊急の課題となっています。

また、「ワーク・ライフ・バランス(※5)」(仕事と生活の調和)についても、男女ともに、

仕事に対する満足度や意欲を高める上で大切なものとなっています。家族を構成する男女がお互い協力し、社会の支援も受けながら、子育てや介護などをはじめ家族としての役割を円滑に果たしていくことが大切です。そして企業や事業所においては、働きたい女性が働き続けられるようにするための支援や、男性も含めた働き方の見直しなどの理解や積極的な取り組みが不可欠です。そのためには企業や事業所に対して男女共同参画に関する啓発、支援を積極的に推進していくことが重要です。

《基本方針》

平成25年(2013年)に策定した第2次太宰府市男女共同参画プランが令和4年度に満了となることから、プランの進行管理を行い、男女平等を阻害する問題の解決を図り、男女が互いの人権を尊重し、あらゆる分野における男女の共同参画を目標とした施策を展開しながら、令和5年度に新たに策定する第3次太宰府市男女共同参画プランへとつなげていきます。

また、政策や方針決定過程における女性委員の割合を高めることや、女性活躍推進法の制定を受けて事業主行動計画の策定、「ワーク・ライフ・バランス」の推進、女性に対するあらゆる暴力の根絶など、様々な課題解決に向けて取り組みを進めていきます。

《具体的な取り組み》

◆ 第2次太宰府市男女共同参画プランの推進と進行管理

男女共同参画社会を実現していくため、第2次太宰府市男女共同参画プランに基づいて、施策の推進と年度ごとの進行管理を行います。

◆ DVなどの被害者に対する相談機能の充実及び自立支援

被害を受けた女性に対する相談機能の充実を図ります。

また、緊急保護や自立支援に向け、職場や地域・学校などにおける理解や支援を促進するとともに、県、警察署、裁判所などの公的機関や民間団体との連携を図っていくためのネットワーク化を進めていきます。

◆ 女性の登用率などの向上に向けて

女性職員の採用・登用・職域の拡大をはじめ、各種審議会や委員会の女性委員の割合を高めるなど、個人の能力が正しく評価される環境づくりを整えていくとともに、市内企業・事業所への啓発に努めていきます。

◆ 「ワーク・ライフ・バランス」の啓発及び普及

女性が働き続けられるようにするために、企業や事業所に対して男女共同参画に関する啓発、支援を積極的に推進して、男女が共に働きやすい職場環境づくりに取り組んでいきます。

○ 子どもの人権問題

【これまでの取り組み】

今日的な状況として、複雑多様化する社会情勢の中で児童虐待、いじめ、不登校、体罰、性情報の氾濫、子どもの貧困など、子どもに対する人権侵害が大きな社会問題となっており、スマートフォンを利用したSNS(※6)など、インターネットにおける子どもの人権侵害や犯罪被害が全国的に増加しています。

本市では、平成17年(2005年)に「太宰府市次世代育成支援対策行動計画」を策定後、平成22年(2010年)にその後期計画を策定、また、平成27年(2015年)に太宰府市子ども・子育て支援事業計画を策定し、親と子の「育ち合い」を支えるまちづくりを基本理念として、子どもの健全育成の視点から、子どもの人権が最大限に尊重され、子どもが健やかに育つ環境づくりを図ってきたところです。

このような状況下において、「児童虐待防止法」が平成18年(2006年)に改正され、市町村も虐待などにおける通告窓口とされたところです。

同法では、地域社会みんなの目で虐待を早期発見し、防止するため、虐待を受けたと思われる児童を発見した人は速やかに市町村や県の福祉事務所、児童相談所などに「通告しなければならない」と規定されており、市民に周知徹底を図っているところです。本市においては、平成19年(2007年)に「要保護児童対策地域協議会」を設置し、要保護児童の早期発見と児童の保護・支援の取り組みを行っています。

学校教育においては、人権教育の視点に立ち、すべての子どもが無限の可能性を伸ばし得るよう、教育内容を充実し、教育条件の整備を図り、学力・進路保障の取り組みを推進しています。

【課題と問題点】

本市においても、核家族化やひとり親家庭の増大、さらに地域コミュニティの希薄化などにより、子育て家庭の孤立化や育児不安などを抱える親の増大が懸念されているなかで、特に子どもの虐待においては、育児、家事、人間関係など様々な要因が影響していることが考えられます。

子どもの虐待を防止し、すべての子どもの健全な心身の成長、社会的自立を促していくためには、発生の予防、早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまで総合的な支援体制の整備と関連する機関との連携が必要不可欠です。

また、本市では、学校・家庭・地域が一体となって子どもを育てるコミュニティ・スクールの導入を進め、平成27年度に全ての小・中学校に設置されました。

学校におけるいじめや不登校児童生徒の問題など解決のためには、地域社会・家庭・学校が一体となって問題解決に取り組む必要があります。

《基本方針》

子育て支援として、子育てに対しての不安感を解消できる場の提供や相談体制の充実を図り、地域関係者をはじめ、幅広い関係機関との連携を深め、地域ぐるみで子どもに対する人権侵害の防止並びに啓発に努めます。

学校においては、教育目標達成を目指しながら、地域の実態を踏まえ、児童生徒の発達段階に応じ、人間の尊厳や人権の尊重についての自覚を高め、科学的・合理的な認識を養い、不合理な差別を解消するため、真に基本的な人権を尊重する人間の育成を目指します。

また、児童生徒が一人の人間として尊重されるとともに、その権利と義務をともに正しく理解させるなど、児童の人権に十分配慮し、一人ひとりを大切にした教育が行われなければならないことは極めて重要であるとうたわれた「児童の権利に関する条約」にのっとり、さらは一層教育の充実を図ります。

《具体的な取り組み》

◆ 地域における子育て支援の充実

「太宰府市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援センターの機能充実、保育サービスの充実、子育て支援のネットワークづくり、また、子育てに関する情報提供、相談体制の充実を図ります。

◆ 「児童虐待防止ネットワーク」の充実・強化

要保護児童に関する通告義務など、児童虐待防止についての市民啓発に努め、要保護児童に対して適切な保護が行われるよう「要保護児童対策地域協議会」において関係機関との連携を強化し、要保護児童の早期発見と児童の保護・支援に取り組めます。

◆ 児童生徒の学力保障・進路保障の充実

子どもたち一人ひとりの個性や能力を伸ばすために、指導方法や指導体制の工夫や改善を行い、基礎・基本の定着を図り、確かな学力を育てていきます。また、子どもたち一人ひとりの能力や適性を理解し、目標をもって進路の選択ができるよう、個別指導を徹底します。

◆ **スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置**

スクールカウンセラー及びソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の充実と関連諸機関及び家庭、地域と連携して問題解決に努めます。

◆ **インターネットによる人権侵害への対応**

ネットいじめの急増など、スマートフォンも含めた SNS における子どもへの人権侵害が増加しており、関係機関やNPO等と連携して対応するとともに、学校や家庭教育においても子どもたちへのモラル教育等、指導を強化します。

○ 高齢者の人権問題

【これまでの取り組み】

わが国は、世界に類のない速さで高齢化が進行しており、いわゆる「団塊の世代」が後期高齢者に達し始める令和7年(2025年)には、高齢者数3,677万人(総人口1億2,254万人)、高齢化率は30.0%になることが予想されています。

平成12年(2000年)、国は高齢化の進行に伴う寝たきりや認知症高齢者などの要介護者の増加、介護期間の長期化、介護者の高齢化など、わが国の介護に関する問題を背景に、介護を社会全体で支えるという考え方のもとに介護保険制度をスタートさせました。施行5年目の平成17年(2005年)には「介護保険法の一部を改正する法律」が制定され、制度の持続可能性を高めるよう制度全般の見直しが行われました。

本市において、平成12年(2000年)に「太宰府市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定して以降、3年ごとに計画を見直してきたところです。令和3年(2021年)3月には、令和3年度(2021年度)から令和5年度(2023年度)までの3カ年を計画期間とした第8期計画を策定しました。

【課題と問題点】

本市の令和3年(2021年)3月末現在の人口は71,726人で、内65歳以上の高齢者は20,080人、高齢化率は28.0%です。この高齢化率は前回計画策定

時の平成30年(2018年)3月から0.8ポイント増加し、「団塊の世代」が75歳に到達する令和7年(2025年)には、28.3%に達することが予測されています。

高齢化に伴う寝たきりや認知症などの増加、同居率の低下や介護期間の長期化、家庭における扶助機能の低下などにより、市民の老後に対する不安感が増大しているところ。このような状況から、一人暮らしの高齢者の社会的孤立を防ぐ対策として、各種の介護予防事業の展開をはじめ、「地域での一人暮らしの見守り」や「サロン活動」などを地域との連携によって、高齢者支援のためのコミュニティづくりの実現を目指さなければなりません。

また、高齢者に対するいじめ、暴力、虐待など、高齢者の人権が著しく侵害されたり、高齢者の孤独死や自殺の増加といった深刻な社会問題も生じており、この問題の第一次的解決には、地域との連携をより深めることが不可欠です。

課題は、既に自治会の福祉部などが主体となって活発な高齢者支援を実施している地域もある一方、まったく地域での支援が実施されていない地域もあり、予想以上に温度差が現れている現状です。

この温度差の解消という重要課題の解決のためには、高齢者支援の問題は自分自身の問題であると同時に、社会全体の大きな課題であるという認識にたち、地域で支えていかななくてはならないという市民意識の涵養が大切です。

また、介護疲れによる疾病や虐待が多発していることから、これらを防ぐ事業の展開が必要です。

《基本方針》

令和3年(2021年)3月に「太宰府市高齢者支援計画」を策定し、「地域で支えあい 高齢者が安心していきいきと暮らせるまちづくり」を基本理念として、その推進にあたっては、5つの基本方針である「健康づくり及び介護予防の促進」「社会参加の促進」「支援体制の充実」「介護サービスの充実」「安全・安心の環境整備」を中心に各種の事業を展開していきます。

また、取り組みを通して、高齢者が人として尊ばれ、できる限り住み慣れた自宅や地域の中で自立した生活を送れるよう、心理的、肉体的、経済的虐待の予防、早期発見、早期対応や世代間交流、社会参加の促進に努め、高齢者の人権が守られた、暮らしやすい地域づくりを目指します。

《具体的な取り組み》

◆ 高齢者を支援する地域づくり

地域における「一人暮らしの高齢者見守り」や「サロン活動」などを市内全域で実現し、また、男性高齢者の地域参加のため、男性料理教室などの開催を支援します。

◆ 介護予防の推進

特定高齢者(※7)の把握に努め、地区公民館での「いきいき元気教室」や「介護予防教室」を開催するとともに、要介護・要支援認定者、特に軽度の認定者(要支援1, 2)に対しては、新予防給付により、要介護・要支援状態の重度化・悪化の防止と自立支援を重視したサービス提供に努めます。

◆ 介護保険事業の推進

高齢者が介護を要する状態になっても、できる限り住み慣れた自宅や地域でその人らしい自立した生活を送ることができるよう、介護サービス基盤の整備により、安心してサービスを受けることができる提供体制の拡充を目指します。

また、介護給付の適正化事業を行うことにより介護サービスの質の確保及び向上に努めます。

さらに、関係機関と連携することにより介護人材の確保に努めます。

◆ 高齢者支援に関する市民への啓発

高齢者への虐待や介護放棄などの事例を抱えている家族には、高齢者一人ひとりの基本的な人権を尊重するという認識のもと、改善に向けた個別の啓発を行います。一方、地域での高齢者支援の役割などに関しては、市広報への掲載や講演会の開催などによって市民啓発に努めます。

◆ 各種相談業務の充実

介護申請をはじめ、高齢者の問題事例、成年後見人制度などの相談業務窓口である地域包括支援センター職員の資質向上に努めます。また、人権擁護委員をはじめ関係機関とも連携を深めて、相談業務の充実に努めます。

◆ 高齢者の孤立化への対策

健康や福祉に不安がある高齢者を決して孤立や孤独にさせないとの観点に立ち、地域ぐるみで住民一人ひとりに目が行き届く政策を進めます。

○ 障がいのある人の人権問題

【これまでの取り組み】

本市の障がい者施策については、昭和63年(1988年)に「太宰府市障害者福祉長期行動計画」を策定し、法整備や国の障害者プランの策定などを背景に、平成10年(1998年)に障がい者にとって住みよい社会は、すべての人にとって住みよい社会であるという観点に立った、「太宰府市障害者プラン＝人権と福祉のまちづくり計画」の策定を行い、障がい者施策をリハビリテーションとノーマライゼーション(※8)の理念のもとに、啓発・情報提供、雇用・就業の促進や社会参加促進などを全庁的な施策として取り組んできました。

平成18年4月には、制度上の問題点を解決するとともに障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現をめざし、「障害者自立支援法」が施行されました。

その後、障害者権利条約に批准するため、国内法令の整備が行われ、平成23年8月「障害者基本法」の改正、平成24年10月「障害者虐待防止法」の施行、平成25年4月「障害者総合支援法」の施行、平成25年6月に「障害者差別解消法」が成立し、平成28年4月から施行されました。

現在は、理念を示した「第5次太宰府市障がい者プラン(令和3～8年度)」と、具体的な目標を定めた「太宰府市障がい福祉計画(第6期)及び障がい児福祉計画(第2期)(令和3～5年度)」に基づき、取り組みを行っています。

【課題と問題点】

全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害のある人の自立及び社会参加の支援等を行うことが、求められています。障がいのある人が、障がいや社会的障壁によって、継続的に日常生活や社会生活に相当な制限を受けることなく地域社会において生活すること、障がいを理由として差別されることがないように合理的な配慮を行うことなどの課題があります。

平成28年4月に「障害者差別解消法」が施行され、職員対応要領の作成や職員研修を実施してきましたが、市民への啓発と併せて、今後も継続して取り組んでいく必要があります。

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を送るためには、障がいや障がいのある人への正しい知識の啓発が不可欠であり、相談支援体制の整備や障がい福祉サービスによる生活支援や就労支援、そして切れ目のない継続した支援を推

進ることが必要です。

《基本方針》

「第5次太宰府市障がい者プラン」の基本理念「みんなで支えあい 共に幸せに暮らせる 人権と福祉のまちづくり」に基づき、障がいのある人のニーズに応じた福祉サービスによる生活支援や就労支援、相談支援体制の充実、行政サービス等における配慮等を推進していきます。また、障がいや障がいのある人への正しい理解と差別意識の解消、権利擁護の推進、障がいのある人の社会参加を促進するための啓発に取り組んでいきます。

《具体的な取り組み》

◆ 相談支援体制の充実

専門の相談員を配置し、障がいのある人やその家族が抱える多様な問題に適切に対応できる相談指導の充実に努めるとともに、関係機関と連携しながら取り組んでいきます。

◆ 就労支援の充実

雇用の場の確保や就労支援の充実に努めるため、ハローワークと連携し、企業などに対して障がい者雇用の理解と協力を求めていくとともに、職業相談や職業実習による就労支援に努めていきます。

◆ 障がい福祉サービスの展開

個々の障がいのある人々の障がい支援区分や社会活動、介護者、居住の状況により介護給付や訓練等給付などの支援をしていきます。

◆ 地域生活支援事業の推進

障がいのある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援していきます。

◆ 障がい者差別の解消の推進

障がいを理由とする差別をなくし、日常生活や社会生活を営む上での制約となる社会的障壁を取り除くために、市民への啓発や相談体制の整備、職員の対応要領等を活用した職員研修を行い、必要かつ合理的な配慮を実施していきます。

○ 外国人の人権問題

【これまでの取り組み】

本市が古代の文化都市という縁で昭和53年(1978年)に始まった韓国扶餘邑^{フヨウユウ}との姉妹都市交流は、文化財保護、行政視察、小・中学校間の交流などが行われており、平成24年(2012年)には、これまでの扶餘邑との友好関係をさらに発展させ、次世代につなげるために、基礎自治体である扶餘郡へと姉妹都市協定を承継しました。平成4年(1992年)には市の国際化と市民レベルでの交流活動を充実させることを目的として、財団法人太宰府市国際交流協会(平成25年4月から公益財団法人に移行)が設立され、在住外国人や留学生との交流事業を担ってきました。

また、平成9年(1997年)には「世界に開かれたまち」として自治大臣表彰も受賞するなど、外国人との交流については、県内でも先進的な活動を行ってきました。

一方では、市内在住外国人の日常生活支援という目的で、ボランティア団体等の助力を得ながら日本語の勉強をしたい留学生・在住外国人のための日本語教室や日本の文化・風習を理解する講座の開催、外国語(英語版、韓国語版、中国語版)と日本語を併記した「外国人のための太宰府市生活情報ガイドブック」の作成などにも取り組んできました。

【課題と問題点】

本市の令和3年(2021年)3月末現在の外国人の住民登録者数は499人、市人口の約0.7%となっています。その内、中国籍124人、ベトナム国籍121人、次いで韓国籍82人となっています。

韓国・朝鮮籍の人の中には、戦前戦後の歴史的な経過から日本に住まざるをえなかった在日韓国・朝鮮人の2世・3世が含まれていると考えられます。日本で生まれ日本語を話し、日本で教育を受けた人であるにもかかわらず、国籍が日本ではないという理由などで差別が存在する現状は、日本に帰化した人たちを含め、共に生きる地域社会として、解消に向けて取り組んでいかなければなりません。

また、国際結婚や中国帰国者の家族、労働者として定住する人も増加しており、言葉や習慣の違いから、様々な問題が生じています。行政や学校等の公的機関からの情報が届きにくい、地域住民とのコミュニケーションが取りにくいといった実態や、文化や考え方の違いからくるトラブル、日本語が話せない外国人児童・生徒の就学問題、言葉が通じにくいことによるいじめ、外国人妻に対する日本人配偶者の暴力行為など、言葉や習慣の壁に阻まれて、本来保障されるべき基本的な人権を阻害

されているという現状があります。

また、最近では、特定の人種や民族、宗教などの少数者に対して、暴力や差別を煽ったり、貶めたりする侮蔑的な表現(ヘイトスピーチ)(※9)が社会問題となっています。本市においては外国人観光客が増加しており、その対応が課題となっています。

平成28年(2016年)には「ヘイトスピーチ解消法」が制定され、「相談体制の整備」「教育の充実等」「啓発活動等」について定められました。今後はこの法律にそって取り組んでいきます。

《基本方針》

生活全般にわたった総合的な相談窓口の設置や、公益財団法人太宰府市国際交流協会との協力により、外国人住民がおかれている現状を把握し、実態に即した行政施策を推進していきます。そして、お互いを尊重し、違いを互いに認め合い、さまざまな形でのコミュニケーションと心の交流を図りながら、グローバルな社会の形成に向けて、多様な個性を容認する「多文化共生」のまちづくりに取り組んでいきます。

《具体的な取り組み》

◆ 国籍や人種にとらわれない市民意識の醸成

国籍や人種にとらわれず、お互いを対等な人間として認め合い、理解し合うことのできる市民を育成するため、市民への教育・啓発活動に取り組みます。また、公益財団法人太宰府市国際交流協会との協力により、国際理解講座や日本文化体験講座など、市民や学生と、外国人・留学生との交流活動などを通して啓発に努めます。

◆ 生活全般にわたった相談窓口の充実

外国人の住民登録など公的手続き関係や、文化や習慣の違いを踏まえて外国人が日常生活に抱える不安や疑問などについて、総合的に相談できる窓口の設置に向けて調整していきます。

◆ 外国人にも分かりやすい情報提供

道路・公共施設などの案内表示、現在作成している「外国人のための太宰府市生活情報ガイドブック」に掲載する情報の更新、その他行政手続関係のパンフレットなどの外国語表記の充実や、デザインを多用し、見てわかる案内表記を採用します。

○ HIV感染者などに関する人権問題

【これまでの取り組み】

HIV(エイズウイルス)感染者・患者やハンセン病患者・治癒者、さらにその家族などに対して、誤った知識や偏見などによる人権侵害が起きています。

このような現状や課題を踏まえ、感染症の患者などの人権を尊重しながら、感染症の予防と患者などに対する医療について総合的な施策の推進を図るため、平成11年(1999年)に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が施行されました。また、平成20年(2008年)に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」(ハンセン病問題基本法)が成立しました。

これらの感染症対策は、医療の観点から国・県が相談・検査などを実施していることから、本市は広報による啓発を行っています。

【課題と問題点】

本市の近年の取り組みは、広報紙への掲載とポスターの掲示であり、積極的な啓発などはできていないのが現状です。

《基本方針》

効果的な感染症対策には感染者の人権が守られていることが必要不可欠であることから、これらの感染症について、差別を許さない立場で正しい知識と理解を深める教育・啓発を推進します。

《具体的な取り組み》

◆ 教育・啓発の推進

HIV感染者・患者やハンセン病の治癒者及び家族などの基本的な人権が守られ、社会の中で安心して生活していくことができるように、筑紫保健福祉環境事務所や福岡県藤楓^{トウフウ}協会などと連携を図り、市民の正しい知識と理解を育む啓発活動を積極的に推進していきます。

学校教育の場では、人権教育の中で、科学的知識と差別をなくす意識を育む取り組みを進めます。

○ 性的少数者の人権問題

【これまでの取り組み】

現在の社会生活の中には、SOGI(※10)(性的指向(Sexual Orientation)(どのような性別の人を好きになるか)や性自認(Gender Identity)(自分の性をどのように認識しているか))を理由とした差別や偏見があります。法務省が、平成30年度の人権啓発活動年間強調事項の課題として取り上げるなど、人権問題として広く認知されるようになってきました。

【課題と問題点】

本市の近年の取り組みは、ポスターの掲示やチラシの配布であり、積極的な啓発などはできていないのが現状です。

今後さらに、トイレ・更衣室などハード面での充実も積極的に取り組むべき課題となっています。

《基本方針》

性の多様性について多くの人々が認識し、理解を深めるために教育・啓発を推進します。

《具体的な取り組み》

◆ 教育・啓発の推進

各職場において、性の多様性に関する正しい理解と認識を深め、地域社会でのあらゆる場での啓発を推進します。

また、学校では、教職員への研修を実施するとともに、人権教育の中で、差別をなくす意識を育む取り組みを進めます。

さらに、性的マイノリティの方への支援として、互いを人生のパートナーとして相互に協力し合いながら継続して同居し、日常の生活を共にすることを宣誓することで、行政・民間サービスや社会的配慮を受けやすくするパートナーシップ制度についても、調査研究を行います。

○ インターネットによる人権侵害問題

【これまでの取り組み】

最近では情報化の進展が生活面での利便性を高め、豊かさをもたらしている一方

で、個人情報の流出や漏洩、インターネットなどを悪用した人権侵害やプライバシーの侵害などの人権問題が増加しています。

この高度情報通信社会の進展に伴う個人情報の流出や漏洩などを防止するため、平成16年(2004年)に「太宰府市個人情報保護条例」を制定し、個人情報の運用に配慮しつつ、適切な取り扱いに努めています。

また、学校教育の場では、学校や児童生徒の実態に応じて情報モラル教育を推進するとともに、情報モラルに関する保護者への啓発に努めています。

【課題と問題点】

インターネットによる人権侵害に関しては、太宰府市だけの取り組みは困難であり、国の対策の確立が望まれますが、福岡県や法務局など関係機関と連携しながら対応していく必要があります。

《基本方針》

福岡県や法務局など関係機関と連携しながら対応していきます。

《具体的な取り組み》

◆ 個人情報の保護と運用

個人情報の保護と運用に配慮しつつ、より適切な取り扱いに努めていきます。

◆ インターネットによる人権侵害への対応

個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めるための教育・啓発を推進するとともに、悪質な人権侵害となるようなインターネットなどへの書き込みに対しては、福岡県や法務局と連携して、プロバイダーなどにその情報の削除を求めるなど、適切な対応ができるよう取り組んでいきます。

◆ 学校教育の場での啓発

学校教育の場では、児童生徒及び保護者を対象とした情報モラル教育・啓発を学校や児童生徒の実態に応じて計画的に実施することで、情報社会の倫理、法の理解と遵守、安全への知恵、情報セキュリティ、公共的なネットワークなどについての指導の充実を図ります。

○ 職場における人権問題

【これまでの取り組み】

あらゆる職場において、様々な人権課題に加えて、「セクシュアル・ハラスメント」、「職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント」(※11)「パワー・ハラスメント」(※12)など様々なハラスメントが問題になっています。職場で働く人たちが、お互いに人権を尊重し、働き続けることができる職場づくりが求められています。

【課題と問題点】

本市の近年の取り組みは、ポスターの掲示やチラシの配布であり、積極的な啓発などではできていないのが現状です。

《基本方針》

市内企業への啓発と法務局などの関係機関と連携しながら対応していきます。

《具体的な取り組み》

◆ 教育・啓発の推進

市内企業の各職場において、ハラスメントに関する正しい理解と認識を深めるため、あらゆる場での啓発を推進します。

○ 感染症に関連する人権問題

【これまでの取り組み】

新型コロナウイルス感染症については、令和2年(2020年)1月に、国内初の感染者が発表されて以降急速に国内に広まり、時間の経過とともに感染力が強い変異株へとかたちを変えながら、今もなお猛威を振るっています。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、不安や偏見により、感染者や濃厚接触者、医療従事者やその家族、外国人等への誹謗中傷やいじめ、差別的な対応といった人権侵害が起きています。

これまで、ホームページ、広報だざいふ、啓発冊子等で、これらの人権侵害について啓発を行ってきましたが、今後も関係機関と連携していく必要があります。

【課題と問題点】

新型コロナウイルス感染症に関する十分な知識がないまま、不安や偏見により、感染者や濃厚接触者、医療従事者をはじめとしたエッセンシャルワーカー(社会生活を維持するために現場で働き続けている職業従事者)やその家族、外国人等へ

の誹謗中傷等、根拠のない情報に基づく差別が発生しています。

また、身体的、医学的などの理由により、マスクをつけることができない人、ワクチン接種ができない人に対する差別も発生しており、少数意見の者に対し、暗黙のうちに多数意見に合わせるよう誘導する「同調圧力」という新たな問題も発生しています。

《基本方針》

このような差別を解消するには、まず正しい知識と情報を知り、互いに思いやりの気持ちを持ち、行動することが大切です。

感染者や濃厚接触者に対する思いやりはもちろんのこと、医療従事者をはじめとしたエッセンシャルワーカーに感謝の気持ちを持ち、また、マスクをつけることができない人、ワクチン接種ができない人がいることを理解するとともに、「何か事情があるのかもしれない。」と想像する心を持つことができるよう、教育・啓発を推進します。

また、市民が正しい情報を得て、正しい行動がとれるよう、関係機関と連携しながら、日々変化する新型コロナウイルス感染症に関する情報を把握し、最新で正確な情報発信に取り組みます。

《具体的な取り組み》

◆ 教育・啓発の推進

市のホームページや広報紙等を通じて、最新で正しい情報を必要に応じて発信します。また、地域や学校、さらには各イベントや街頭啓発で啓発冊子、啓発チラシ等を配布する等、あらゆる場での啓発を推進します。

◆ 関係機関・団体との連携

法務省や福岡県等の関係機関や関係団体とも連携し、日々変化する情報を迅速に把握し、必要に応じて市のホームページ等で発信します。

○ 様々な人権問題

【これまでの取り組み】

人権問題はこれまで述べてきた問題以外にも、アイヌ民族、ホームレス、刑を終えて出所してきた人、犯罪被害者とその家族をめぐる問題など、法務省では17項目（資料編参照）の人権啓発活動年間強調事項を定めており、早急に解決しなければ

ならない様々な人権問題があります。

法務局など関係機関と連携しながら、様々な人権侵害に迅速に対応しています。

【課題と問題点】

社会情勢の変化に伴い、人権問題は多様化・複雑化しており、日常生活のあらゆる場面に発生してくる様々な人権問題についての議論を深めていく必要があります。

また、人権侵害に対しては、的確かつ迅速な対応が求められています。

《基本方針》

関係機関と連携しながら、様々な人権侵害に迅速に対応していくとともに、様々な機会を通して人権教育・啓発を推進していきます。

また、様々な人権問題の中には、市だけで解決することが難しいものもあり、国・県の動向を把握しながら対応していきます。

《具体的な取り組み》

◆ 関係機関・団体との連携

今後、さらに多様化する現代社会の進展に伴い、新たな人権課題への対応などの議論を深めながら、関係機関や関係団体と連携しながら、人権侵害に迅速に対応していくとともに、様々な機会を通して人権教育・啓発を推進していきます。

第6章 「人権尊重のまちづくり」を目指して

「人権尊重のまちづくり」への取り組み

本指針は、太宰府市人権尊重のまちづくり推進審議会の答申を踏まえ、様々な人権問題の現状や課題を整理し、本市が取り組むべき基本姿勢と方向性を示しています。

今後は、市政全般にわたり、人権尊重の視点に立った総合的・効果的な人権行政をより一層積極的に推進し、「太宰府市で住み、働き、集い、学び、活動するすべての人たちが個人として尊重され、市民一人ひとりが互いに認め合い、共に生き」、そして「安心して暮らすことができる心豊かで生きがいのあるまち」であると市民が実感できる「人権尊重のまちづくり」の実現を目指して推進していきます。

なお、「人権尊重のまちづくり」を実現していくため、本指針に基づく実施計画を策定するとともに、年度ごとの進行管理と総括を行い、太宰府市人権尊重のまちづくり推進審議会に報告し、意見を求めます。

資

料

編

◆用語解説

◆令和4年度法務省の人権啓発活動年間強調事項

◆条約・法令等の名称

用語解説

番号	用語	解説内容
※ 1	ドメスティック・バイオレンス(DV)	夫婦や恋人など親密な関係にある、またはあった相手からふるわれる暴力のこと。家庭内の出来事で被害が潜在化することが多い。身体的暴力だけでなく、精神的な暴力も含む。 DV 防止法が、平成 13 年(2001 年)に施行された。
※ 2	セクシュアル・ハラスメント	主に、職場で行われる様々な性的いやがらせのこと。相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって仕事を遂行する上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させたりすること。
※ 3	ストーカー行為	恋愛や好意の感情やそれが満たされなかったことに対する怨念の感情のために、つきまといなどの行為を繰り返し行うこと。 平成 12 年(2000 年)にストーカー行為を行った者に対し行為の禁止を命じ、被害者やその家族を保護するための「ストーカー行為規制法」が施行された。
※ 4	デート DV	デート DV とは、恋人との間で生じる暴力のこと。婚姻関係があるかないかの違いだけで、配偶者間の DV と同じ構図をもっており、力をふるう理由も原因も同じである。相手を思い通りに動かしたり、相手の人格や意見を尊重しないで、自分の考えや価値観を一方的に押しついたりする「力と支配の関係」が根底にある。
※ 5	ワーク・ライフ・バランス	老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域社会、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態をいう。これにより、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の好循環をもたらし、多様性に富んだ活力のある社会を実現する基盤となる。

番号	用語	解説内容
※6	SNS	ソーシャルネットワーキングサービスのことで、人と人がつながるコミュニティがインターネット上のサイトにある。コミュニティ内部でコミュニケーションをする場や手段を提供する。趣味、地域、出身校等、友達の友達といったつながりから人間関係を構築する場になっている。
※7	特定高齢者	「生活機能が低下していて、介護が必要となる恐れのある虚弱な高齢者」のことで、具体的には介護予防の観点から行われる検診などの結果、生活機能の低下が心配される人。
※8	ノーマライゼーション	障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマルな社会であるという考え方。
※9	ヘイトスピーチ	本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動
※10	SOGI	Sexual Orientation(性的指向)とGender Identity(性自認)の英語の頭文字。 性的指向: 人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。 性自認: 自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ(性同一性)を自分の感覚として持っているのかを示す概念。「こころの性」と呼ばれることもある。「身体の性」と「こころの性」が一致せず、自身の身体に違和感を持つ人たちもいる。
※11	職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント	職場において行われる上司・同僚からの言動(妊娠・出産したこと、育児休業等の利用に関する言動)により、妊娠・出産した女性労働者や育児休業等を申出・取得した男女労働者の就業環境が害されること
※12	パワーハラスメント	同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えたり、職場環境を悪化させる行為

令和4年度 法務省の人権啓発活動年間強調事項

(1) 女性の人権を守ろう

家庭や職場における男女差別、性犯罪等の女性に対する暴力、配偶者・パートナーからの暴力、職場におけるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い(マタニティハラスメント)などの人権問題が発生しています。誰もがお互いの立場を尊重して協力し合えるよう、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

(2) 子どもの人権を守ろう

いじめや体罰、それらに起因する自殺、児童虐待、児童買春や児童ポルノなどの性的搾取といった人権問題が発生しています。子どもが一人の人間として、また権利の主体として最大限に尊重されるよう、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

(3) 高齢者の人権を守ろう

高齢者に対する就職差別、介護施設や家庭等における身体的・心理的虐待、高齢者の家族等による無断の財産処分(経済的虐待)などの人権問題が発生しています。高齢者が生き生きと暮らせる社会にするため、認知症への理解も含めて、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

(4) 障害を理由とする偏見や差別をなくそう

障害のある人が就職差別や職場における差別待遇を受けたり、車椅子での乗車、アパート・マンションへの入居及び店舗でのサービス等を拒否されたりするなどの人権問題が発生しています。障害の有無にかかわらず、誰もがお互いの人権を尊重し合う「心のバリアフリー」を推進することによって、多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現するため、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

(5) 部落差別(同和問題)を解消しよう

部落差別(同和問題)については、インターネット上の差別的書き込み、結婚・交際、就職・職場における差別、差別発言、差別落書き等の人権問題が依然として存在しています。「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨及び同法第6条に基づく調査の結果を踏まえながら、啓発によって新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に問題の解消に資するものとなるよう、内容や手法等に配慮し、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。また、部落差別(同和問題)の解消を阻む大きな要因となっているものに、いわゆる「えせ同和行為」があり、この「えせ同和行為」を排除するための取組を行っていくことが必要です。

(6) アイヌの人々に対する偏見や差別をなくそう

先住民族であるアイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会を実現するため、その歴史、文化、伝統及び現状に関する認識と理解を深め、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、偏見や差別を解消していくことが必要です。

(7) 外国人の人権を尊重しよう

外国人であることを理由とする不当な就職上の取扱い、アパートやマンションへの入居拒否などの人権問題が発生しています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がヘイトスピーチであるとして社会的な関心を集める中、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、ヘイトスピーチを解消していくことが必要です。多様な主体が互いに連携し、支え合う共生社会を実現するため、文化等の多様性を認め、言語、宗教、生活習慣等の違いを正しく理解し、これらを尊重することが重要であるとの認識を深めていくことが必要です。

(8) 感染症に関連する偏見や差別をなくそう

新型コロナウイルス感染症、エイズ、肝炎等の感染症に関する知識や理解の不足から、日常生活や、学校、職場等、社会生活の様々な場面で差別やプライバシー侵害などの人権問題が発生しています。感染症に関する正しい知識を持ち、正しい情報に基づく冷静な判断が重要であるとの理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要です。

(9) ハンセン病患者・元患者・その家族に対する偏見や差別をなくそう

「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話」にもあるとおり、ハンセン病対策については、かつて採られた施設入所政策の下で、患者・元患者のみならず、その家族に対して、社会において極めて厳しい偏見や差別が存在したことは厳然たる事実です。ハンセン病患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえ、ハンセン病についての正しい知識を持ち、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していく必要があります。

(10) 刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別をなくそう

刑を終えて出所した人やその家族に対する根強い偏見によって、就職差別や住居の確保が困難であることなどの人権問題が発生しています。刑を終えて出所した人が更生するためには、本人の強い更生意欲と共に、周囲の人々の理解と協力により円滑な社会復帰を実現することが重要であり、この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していく必要があります。

(11) 犯罪被害者やその家族の人権に配慮しよう

犯罪被害者やその家族が、興味本位のうわさや心ない中傷などによって名誉を傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの人権問題が発生しています。犯罪被害者やその家族の立場を考え、この問題についての関心と理解を深めていく必要があります。

(12) インターネット上の人権侵害をなくそう

インターネット上で、他人を誹謗中傷したり、個人の名誉やプライバシーを侵害したり、あるいは偏見・差別を助長するような情報を発信したりするといった悪質な事案が急増しています。このような情報の発信は、同様の書き込みを次々と誘発し、取り返しのつかない重大な人権侵害にもつながるものであって、決してあってはなりません。個人の名誉やプライバシー、インターネットを利用する際のルールやマナーに関する正しい理解を深めていく必要があります。

(13) 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」により、我が国の喫緊の国民的課題である拉致問題の解決を始めとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が、国際社会を挙げて取り組むべき課題とされています。この問題についての関心と認識を深めていく必要があります。

(14) ホームレスに対する偏見や差別をなくそう

ホームレスの自立を図るための様々な取組が行われている一方、ホームレスに対する嫌がらせや暴行事件等の人権問題も発生しています。この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していく必要があります。

(15) 性的指向及び性自認(性同一性)を理由とする偏見や差別をなくそう

同性愛者や両性愛といった性的指向に関する偏見や差別によって、職場を迫われたりなどの人権問題が発生しています。また、性自認(性同一性)に関する偏見や差別から、身体の性と心の性が一致していない人が、周囲の心ない好奇の目にさらされたり、職場などで不適切な取扱いを受けたりするなどの人権問題も指摘されています。この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していく必要があります。

(16) 人身取引をなくそう

人身取引(性的サービスや労働の強要等)は、重大な犯罪であるとともに、基本的人権を侵害する深刻な問題です。この問題についての関心と理解を深めていく必要があります。

(17) 震災等の災害に起因する偏見や差別をなくそう

震災等の大きな災害の発生時における、不確かな情報に基づいて他人を不当に取り扱ったり、偏見や差別を助長するような情報を発信するなどの行動は、重大な人権侵害になり得るだけでなく、避難や復興の妨げにもなりかねません。正しい情報と冷静な判断に基づき、一人一人が思いやりの心を持った行動をとれるよう呼びかけていく必要があります。

条約・法令等の名称

番号	この指針の中で使用している略称	正式な名称等
※A	国際人権規約	人権に関する多国間条約である経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、市民的及び政治的権利に関する国際規約及びその選択議定書の総称
※B	人種差別撤廃条約	あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約
※C	女子差別撤廃条約	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約
※D	児童の権利条約	児童の権利に関する条約
※E	障害者の権利条約	障害者の権利に関する条約
※F	人権教育・人権啓発推進法	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
※G	部落差別解消推進法	部落差別の解消の推進に関する法律
※H	配偶者暴力防止法	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
※I	男女雇用機会均等法	雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律
※J	女性活躍推進法	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律
※K	高年齢者雇用安定法	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律
※L	高齢者虐待防止法	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
※M	障害者総合支援法	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
※N	障害者差別解消法	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
※O	児童買春・児童ポルノ禁止法	児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律
※P	児童虐待防止法	児童虐待の防止等に関する法律
※Q	子どもの貧困対策推進法	子どもの貧困対策の推進に関する法律
※R	犯罪被害者保護法	犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律
※S	性同一性障害者性別特例法	性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律
※T	アイヌ文化振興法	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律
※U	ヘイトスピーチ解消法	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

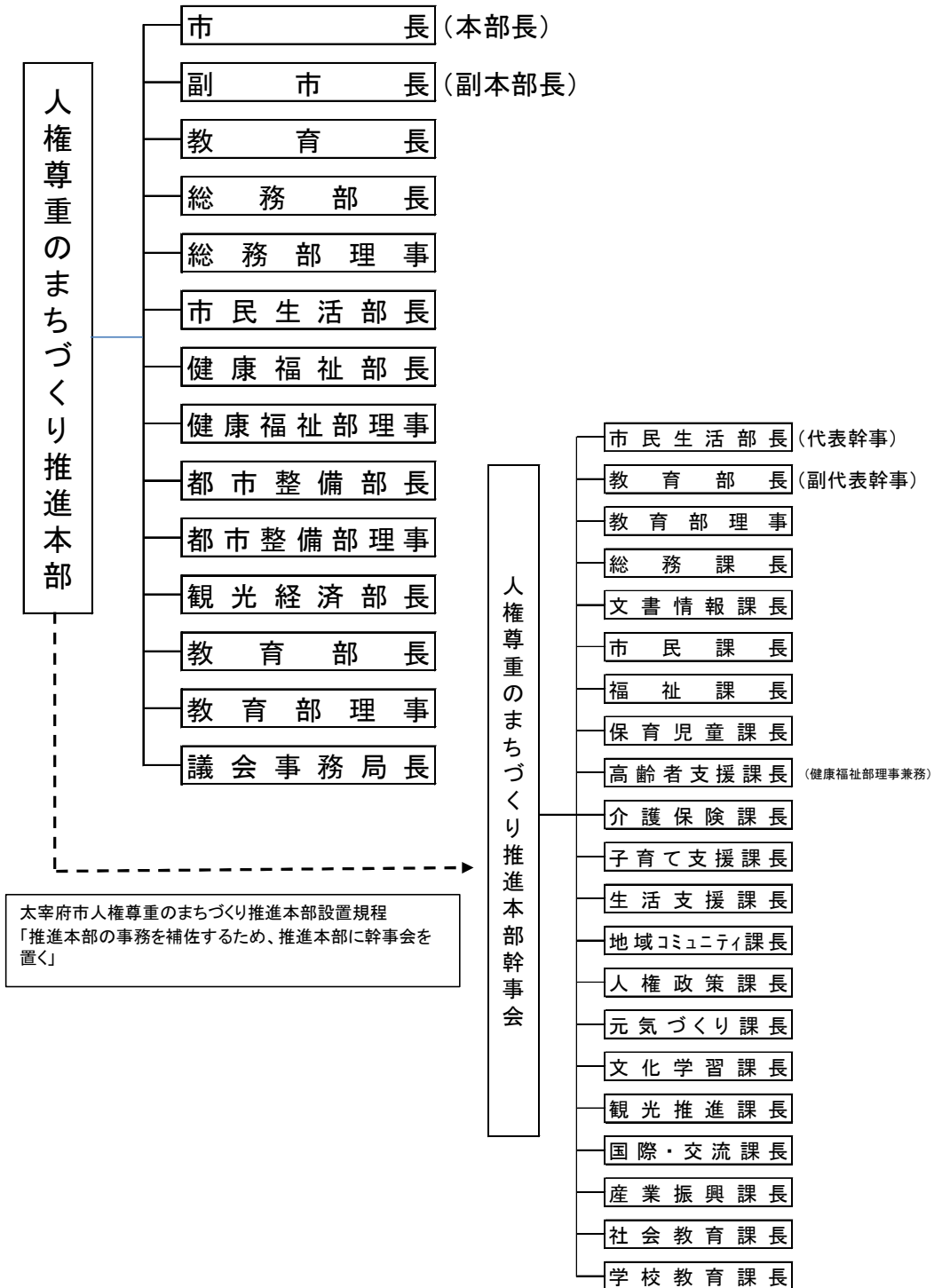
《太宰府市「人権尊重のまちづくり推進基本指針」に基づく実施計画の事業推進体制》

基本指針大項目	基本指針中項目	基本指針施策名	担当課	
1. 「総合行政としての人権行政」を目指して	(1) 総合行政としての推進体制の構築と人権施策の推進	① 「人権尊重のまちづくり推進本部」による横断的な機能の強化・充実	人権政策課	
		② 個別計画の見直し	人権政策課 福祉課 介護保険課 高齢者支援課 保育児童課	
		③ 透明性・公平性・公正性の確保	人権政策課	
		④ 市民・関係機関・団体とのネットワークの構築	人権政策課	
		⑤ 人権相談機能の充実	人権政策課	
	(2) 人権尊重の地域コミュニティづくり	① 市民参加・参画の促進	地域コミュニティ課 人権政策課	
		② 人権教育・啓発の推進リーダーの育成	地域コミュニティ課 人権政策課 社会教育課	
		③ 校区自治協議会への「人権尊重のまちづくり」活動への支援	地域コミュニティ課 人権政策課 社会教育課	
		④ コミュニティ・スクールでの人権学習への支援	学校教育課	
	(3) 人権意識に配慮した職員の育成	① 全職員を対象とした人権問題研修の推進	総務課	
		② 職場における効果的な人権研修の取り組み	人権政策課	
		③ 人権問題に関わる外部研修への参加	人権政策課	
	2. 「人権教育・人権啓発」の推進を目指して	(1) 就学前教育における人権教育・啓発	① 子育てに関する情報の提供・相談体制・支援体制の充実	子育て支援課
			② 保育所、幼稚園、家庭、学校、地域との連携を図り、人権尊重精神の普及・啓発の推進	保育児童課 学校教育課
			③ 人権問題研修の充実	保育児童課
(2) 学校教育における人権教育・啓発		① 人権教育の組織的・計画的な推進	学校教育課	
		② 学力・進路保障実践の充実	学校教育課 社会教育課	
		③ 教職員研修の充実	学校教育課	
(3) 社会教育における人権教育・啓発		① 社会教育における学習と実践の一体化	文化学習課 社会教育課	
		② 家庭教育に関する保護者の学習機会の充実と支援	社会教育課	
		③ 地域交流活動の促進	社会教育課	
(4) 企業・事業所における人権教育・啓発		① 人権問題に関する研修会などへの参加	産業振興課	
		② 人権啓発推進者の育成・援助	産業振興課	
		③ 企業・事業所等研修会の支援	産業振興課	
		④ 就職支援の取り組み	産業振興課	
(5) 市民への人権教育・啓発		① 人権啓発の充実と推進	人権政策課 社会教育課	
		② 「人権尊重のまちづくり」活動への支援	人権政策課 社会教育課	
	③ 調査・研究の充実	人権政策課 社会教育課		

基本指針大項目	基本指針中項目	基本指針施策名	担当課
3.「個別の人権問題の基本的方向」	(1) 同和問題	① 市民に対する啓発活動の推進	人権政策課 社会教育課
		② 「人権・同和問題啓発推進会」の充実・強化	人権政策課
		③ 職員研修の取り組み	総務課
		④ 人権センターの機能充実・強化	人権政策課
		⑤ 企業・事業所が行う人権研修への支援	産業振興課
		⑥ 同和地区住民の生活基盤確立に向けた施策の構築	人権政策課 生活支援課
	(2) 女性の人権問題	① 第2次太宰府市男女共同参画プランの推進と進行管理	人権政策課
		② DVなどの被害者に対する相談機能の充実及び自立支援	人権政策課
		③ 女性の登用率などの向上に向けて	人権政策課 総務課
		④ 「ワーク・ライフ・バランス」の啓発及び普及	人権政策課
	(3) 子どもの人権問題	① 地域における子育て支援の充実	子育て支援課
		② 「児童虐待ネットワーク」の充実・強化	子育て支援課
		③ 児童生徒の学力保障・進路保障の充実	学校教育課 社会教育課
		④ スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置	学校教育課
		⑤ インターネットによる人権侵害への対応	学校教育課 社会教育課
	(4) 高齢者の人権問題	① 高齢者を支援する地域づくり	高齢者支援課
		② 介護予防の推進	高齢者支援課
		③ 介護保険事業の推進	介護保険課
		④ 高齢者支援に関する市民への啓発	高齢者支援課 産業振興課
		⑤ 各種相談業務の充実	高齢者支援課
		⑥ 高齢者の孤立化への対策	高齢者支援課
	(5) 障がい者の人権問題	① 相談支援体制の充実	福祉課 元気づくり課
		② 就労支援の充実	福祉課
		③ 障がい福祉サービスの展開	
		④ 地域生活支援事業の推進	
		⑤ 障がい者差別の解消の推進	
(6) 外国人の人権問題	① 国籍や人種にとられない市民意識の醸成	国際・交流課	
	② 生活全般にわたった相談窓口の充実	国際・交流課 市民課	
	③ 外国人にも分かりやすい情報提供	国際・交流課 観光推進課 市民課 子育て支援課	
(7) HIV感染者などに関する人権問題	① 教育・啓発の推進	元気づくり課 学校教育課	
(8) 性的少数者の人権問題	① 教育・啓発の推進	人権政策課 学校教育課	
(9) インターネットによる人権侵害問題	① 個人情報の保護と運用	文書情報課 市民課	
	② インターネットによる人権侵害への対応	人権政策課	
	③ 学校教育の場での啓発	学校教育課	
(10) 職場における人権問題	① 教育・啓発の推進	人権政策課	
(11) 様々な人権問題	① 関係機関・団体との連携	人権政策課	

太宰府市人権尊重のまちづくり推進本部体制

(機構は令和4年7月1日現在)



・「会議の庶務は人権政策課において処理する」